

[平成23年第 1回 2月定例会-02月18日-02号]

◆22番（松坂知恒議員） おはようございます。

市民連合の松坂知恒です。秋葉市長の最後の議会に当たり、1番バッターで質問いたします。私、12年間、議員を務めておりますが、初日のトップバッターは初めてのことでございます。そういうわけですので、答弁よろしく願いいたします。

秋葉市長は、12年前、衆議院議員を辞職し、広島市長選挙へ出馬を決められました。私も、同じく12年前に広島市議会議員を目指し、立候補を決意いたしました。そのとき、私は何を求めて政治を目指したのか、どんな夢を描いていたのか。それは社会で弱い立場に追いやられている人たち、つまり弱者の皆さんが幸せだと実感できる広島市をつくるという夢です。障害を持った人たち、母子家庭のお母さん、認知症で経済的に豊かではないお年寄り、余命幾ばくもないけれど、懸命に生きようとしている入院中の子供たち、そういった困難に直面している人たちが、「ああ、私は幸せです」と思ってもらえる広島市を目指して力を尽くしてまいりました。まだ頂上にはたどり着いていません。弱者の人たちが幸せだと思う、その土地を山頂からいまだ見ることはできていません。秋葉市長も、就任当初に夢を描いておられたと思います。平和と民主主義の実現に生涯をかけてこられた市長にとって、それはどんな夢だったのでしょうか、またその夢はどのように実現されたのでしょうかお答えください。

秋葉市長は、12年間、広島市のリーダーとして市民を引っ張ってこられました。その道のりは、決して広い平たんな道ではなく、狭く険しい道であったと思います。しかし、多くの市民は、狭く険しい道を頂上の方へと登ってゆきました。その道の一つは、核兵器廃絶への道です、2020年に核兵器廃絶を目指す道のりです。

もう一つの道は、市民主権への道です。子供も大人も、女性も男性も、すべての市民が等しくその権利を主張し、実現することのできる広島市、市民が真の主権者である広島市です。広島市民は、大きな期待を胸に山頂を目指していきます、私も一緒に歩んでまいります。秋葉市長は、これまで先頭に立って市民を引っ張ってこられたリーダーとして、目指す山頂への道しるべを広島市民に示していただきたいと思います。お答えください。

次に、院内学級についてお聞きします。

院内学級とは、さまざまな病気で病院に入院中の小中学生に対し、一般の小中学校と同様の就学の機会を与えるため、広島市が病院内に設置した学級です。市内の五つの総合病院に、小学校5校、中学校4校が設置されています。そのうち、広島大学附属病院は、白血病などの血液疾患や悪性腫瘍など、重い病気の子供たちが数多く入院します。院内学級に籍を置く子も、広島市内では一番多くなっています。

新しい病棟が完成して、院内学級は、今まで狭かった場所から60平米の標準タイプの教室に変わりました。車いすの子供も、大きな点滴スタンドを引っ張って来る子供も、ゆっ

たりと過ごせる部屋でした。それが、歯学部の病棟が移転するため、喫茶店があった部屋に押し出されてしまいました。

小学校のクラスは50平米で、しかもアルファベットのMの字のような不整形の部屋です。中学校は長方形ですが、49平米しかありません。大学病院からの移転の提案を教育委員会は受け入れてしまいました。小学校のクラスは15名は入ると計算していましたが、私が教育委員会と病院の職員立ち会いのもとで実際に教室に入って実験しましたところ、12名が限界でした。年間で、在籍者数が12名を超えることもあります。教室で授業を受けることのできる比較的体調のよい子供たちが、12名を超えるときに、だれがよその部屋で勉強しろと言うのでしょうか、また、よその部屋で勉強するのはだれだれ君ですと、どうやって決めるのでしょうか。おかしな話です。よその部屋で勉強を強いられる子は、先生がその部屋に配置されなければ、学習の機会が損なわれることとなります。これは教育基本法違反です。

また、新しい教室は、コンビニエンスストアのように、お客さんの出入りの多い売店の隣にあります。白血病などの免疫力の低下した子供たちが、インフルエンザなどで外来を通院し、売店で買い物をする患者さんとすれ違うこととなります。以前の部屋であれば、余り人とすれ違うことなく、自分の病室から院内学級の教室へと通うことができたのですが、今は小児科の先生から院内学級への通級にストップをかけられています。白血病の子供たちは、既に学習の機会が損なわれているのです。早急に改善されなければなりません。

お聞きします。

1、小学校5校、中学校4校の各教室の面積と平成20年度以降での各学級の在籍者数の最大と最小についてお答えください。

2、広大病院では、このたび小中学校の学級が移転しました。その結果、面積が60平米から、それぞれ50平米、49平米に狭くなりました、形も整形でなくなっています。以前の教室より狭いため、教室から子供たちがあふれる可能性があります。その場合どうされるのでしょうか。

3、別の場所で分かれて授業を受ける場合の教員は、その部屋ごとに必要だと思います。適切に配置されるのでしょうか。

4、本来は、一般のクラスと同様の広さの部屋が必要です。早く広い教室に戻していただきたい。また、感染症の患者さんが多数出入りする売店の玄関を通らなければ入れない教室は、早く別の場所に移していただきたいと思います。秋葉市長は、広島大学の浅原学長や茶山病院長と学級の移転について協議されてはいかがでしょうか、お答えください。

ある夜間中学の先生がこう語っています、「学ぶことは生きることです」、そのとおりに思います。院内学級の子供たちは、あすをもしれない命と自覚しながら生きようとしています。我々は、子供たちの学習の機会を均等に実現することを誓っています。その学習、つまり生きることは、1人だけで生きるのではなく、院内学級のクラスメート全員で生きていくのだと、そのことを我々は心に刻まなければならないのです。

次に、社会福祉行政についてお聞きします。

安佐北区のグループホームで、このようなことが起こりました。平成18年7月に入所された女性は、認知症があり、個人で財産管理ができないとのことで、グループホームのケアマネジャーが家族に話して、本人名義の通帳とカードとをホームで預かりました。この女性は、生活保護を受けていたので、毎月、安佐北区の生活課から定期的に保護費が振り込まれていました。ホームでは、入居費とそれ以外に、散髪代と称して数千円を引き出していました。この金銭の出入りは、女性の家族には無断で行っていました。週に1回は女性のもとを訪れていた家族は、散髪がされていた形跡はなかったと述べています。

平成21年5月30日に、家族はこのグループホームから他の施設に移ることをホームの職員に告げましたが、預金通帳は返してくれませんでした。5月31日、翌日にも同様の申し出をしましたが、ホームは返しませんでした。その理由は、安佐北区の生活課のケースワーカーに相談しないとできないということでした。6月1日に、生活課のケースワーカーに連絡すると、ケースワーカーがホームに来て、返してくれました。そのとき、預けるときにはJAの通帳であったのが、返すときには山口銀行祇園支店の通帳になっていたのです。そして、散髪代などが無断で引き落とされていたことがわかりました。また、安佐北区からの保護費も、ちゃんと山口銀行祇園支店の口座に毎月振り込まれていたのです。これは本人や家族には知らされないままのことです。

お尋ねします。

1、グループホーム入所者の財産管理をするのは、本人や家族ですか、それともホームですか、それとも広島市ですか、法的にはどう定められているのでしょうか。

2、生活保護費が入居者本人の口座に入るのですが、この通帳やカード、印鑑などをホームがすべて所有しているケースがあります。これは適切なのでしょうか。また、市内にはこのようなケースが何カ所あるのでしょうか、お答えください。

3、この通帳へ入金された保護費について、ホームが不正使用した場合、行政はこれをどうやって突きとめるのでしょうか、お答えください。

4、ホームが本人名義の印鑑を利用して、本人、家族に無断で別の銀行に通帳を作成したケースがほかにも複数見られます。これは、ホームの権限を逸脱した行為ではないでしょうか、お答えください。

5、生活保護費の扱いについて、グループホームと安佐北区役所のケースワーカーとが協議して、いろいろ取り決めていました。本人や家族には無断で話を進めていたと聞いていますが、ホームとケースワーカーだけで個人の財産を自由にすることができるのでしょうか、お答えください。

同じ安佐北区のグループホームでの話です。入所している女性は、白内障を患っていましたが、ある日、ホームの職員は、家族に知らせないまま、ホームと同じ敷地内にある眼科医院に連れて行き、治療を開始しました。1カ月後、白内障の手術が必要だとホームから言われ、家族が駆けつけますと、その眼科医の説明も何もなしのままに手術承諾書にサイ

ンをせよとホームのケアマネジャーから言われ、サインをしました。手術から2カ月後、ホームの職員は、女性を眼科に連れて行かなくなりました。手術後の検査や追加の治療が必要だったにもかかわらず、受診させなかったため、女性は手術した側の目の視力を失いました。

お聞きします。

1, ホームの入居者が、さまざまな疾患について医療機関に通院していますが、ホームの職員が付き添って通院している状態にあります。治療終了と医師がはっきり告げていないにもかかわらず、ホームの判断で通院しなくなったケースが複数あります。これは、ホームと本人との契約事項、あるいは法令に触れるのではないのでしょうか。ホームに責任があると考えますが、市当局はいかがお考えでしょうか、お答えください。

2, 入居者が、グループホームにおいてこのような不幸な目に遭わないよう、諸制度を整えられないのでしょうか、お答えください。

次に、出島廃棄物処分場についてお聞きします。

五日市の産廃処分場が逼迫したため、広島県は出島での処分場建設を急いでおります。当初の計画では、産廃をトラックで五日市に運び、船に積みかえて出島の揚陸施設に運び、陸揚げの後、処分場である水面に投棄するという計画でしたが、五日市住民の反対などで、急遽、出島へトラックで陸上輸送するという計画に変更されました。廃棄物をまき散らすことなく、また騒音、大気汚染、振動といった環境基準をクリアすることができるのでしょうか。また、トラックに積んだ産廃をどうやって処分場の外にまき散らすことなく投棄するのか疑問は残ります。

お聞きします。

1, 陸上輸送するとなると、具体的にどの道を通るのでしょうか。

2, 搬入の経路が変わったことにより、環境影響評価はどうするのでしょうか、まただれが評価をするのですか、専門家がするのでしょうか、お答えください。

3, 近隣住民への説明の時期と内容はどのようなものですか、また説明を受けるのはどの地域に暮らす住民でしょうか。

4, 処分場への搬入はどのような形式となるのでしょうか。計画によりますと、屋内で産廃をトラックからおろすということになっておりますが、風が吹き込めば産廃は容易に処分場外に出ていくと思います。どう工夫するのでしょうか。

5, 処分場に浮かべた巨大な船の上で、18トンもするコンテナに入れた産廃を何個も水中に投棄すると聞いています。波が立ったり風が吹いたりすれば、産廃は処分場の外にまき散らされることとなります。どう工夫されるのでしょうか。

6, また、巨大船に載せた幾つかのコンテナを一斉に傾けますと、コンテナもろともに巨大船が沈没するのではと心配しますが、大丈夫なのでしょうか、お答えください。

7, 県の環境保全公社は、五日市の処分場では目視検査も展開検査もきちんとやっておりませんでした。出島では、市は県に対し、どうやってこのような検査をきちんと行わせ、

法律や取り決めを守らせるのでしょうか。

8, 搬入物の抜き取り検査もすることになっていますが, 1年間に何回されるのでしょうか。また, 抜き取った結果, 不相当となった場合どうするのですか。そのトラックだけ返すのでしょうか, 具体的にお答えください。

次に, 就労支援についてお聞きします。

平成23年度の予算書を見ると, 市民の就労支援にさまざまな部局が, さまざまな支援策を講じようとしています。これは大変よいことです。その対象は, 15歳から35歳までの職を探している人, 障害を持った人, 広島市立の高校生, 生活保護を受けている人, 母子家庭のお母さんなどです。数年前から始まっている就業支援もあり, 実績も上がっていると聞きます。

事業の内容を聞くと, コーディネーターなどが求職者の手助けをして, ハローワークとの連絡を取り持ったり, 求職者の要望に沿う企業を探したりするということです。主に, 就業するまでの手続に力を入れています。

果たしてそれだけでよいのでしょうか。一般の労働者でも, ある日たやすく解雇されるきょうこのごろです。予算を組んで, 多くの人の手をかりて, ようやく就職しても, 時を分かつたあさり解雇されてしまつては, 何のための就労支援事業かわかりません。広島市は, 就職にようやくこぎつけた人たちを長い期間就労させる手だてを考えなければなりません。

お聞きします。

1, 広島市や教育委員会が支援して就労した人のうち, 1年以上継続して勤めた人の割合はどれほどでしょうか。

2, 広島市があっせんする企業は, 経営状態が安定した企業なのでしょうか。

3, 広島市があっせんする企業は, 労働基準法などの法令を守っているのでしょうか。

4, 広島市は, 契約や就業規則について, 支援した人たちが就労するときに確認しているのでしょうか。

5, 就労後の支援を広島市や教育委員会は行っているのでしょうか。だれがどのように行っているのか, 具体的にお答えください。

6, 高校生については, 労働関係の法令に基づく労働条件や労働者の権利について, どのように指導しているのでしょうか。

7, 生活保護に関して, 平成23年度より, 職業紹介事業者へ委託して求人先を開拓するとのことですが, きちんと法令を守る会社を紹介するのでしょうか。また, 就労後の支援も行うのでしょうか, お答えください。

また, 障害者の就労支援をうたっておきながら, 広島市は障害者の雇用の促進に関する法律を守っているのでしょうか。また, 身体障害の人の中でも, 心臓や腎臓など内部臓器に障害のある人は, 就職に際し門戸が開かれていないと言われています。就職の機会も, 教育の機会も, 同様に均等でなければなりません。その理由は, それが正しいことである

と同時に、みんなが幸せになれるからです。

お聞きします。

市役所の障害者の雇用率は何%ですか、部局ごとに教えてください。また、法定雇用率もあわせて教えてください。

9、障害の種別によって雇用率も異なるのでしょうか、また内部臓器の障害を持つ人は市役所でも少数なのでしょうか、お答えください。

以上で質問を終わります。

広島市の答弁によって、社会的に立場の弱い人たちが少しでも幸せだと感じていただけるよう、山の頂上に私たちが少しでも近づくことができるよう希望いたしまして、質問を終わります。

御清聴、どうもありがとうございました。(拍手)

○藤田博之 議長

市長。

[秋葉忠利市長登壇]

◎秋葉忠利 市長

松坂議員の御質問にお答え申し上げますが、皆さん御存じのように、私は平成11年、1999年2月以降、3期にわたり市政を担当させていただきました。この12年間、市民の皆様のために誠心誠意仕事をするのができたと思っております。このようなすばらしい機会を与えてくださった広島市民の皆様に、まず心からお礼を申し上げたいと思います。

私が初めて市長に当選した選挙は、20世紀最後の広島市長選挙でした。「20世紀後半、核兵器が使われなかったのは、広島と長崎の被爆者たちが自分たちの体験を語り続けたからだ」と、作家のジョン・ハーシーが言ったように、これまで広島と長崎は、世界の良心、良識を体現した都市として、貴重な役割を果たしてきました。

その実績が指し示していたのは、21世紀が広島の時代になるということです。すなわち、21世紀は広島が世界のリーダーとしての役割を果たし、平和や文化、経済、政治など、人間活動のあらゆる面で広島発のメッセージが世界を変えていく時代です。そのための青写真を市民の皆様と一緒に描くとともに、描いた青写真の実現に向け、全力で取り組みたいと考えていました。

さらに、尊敬するリンカーンの言葉をかりて、市民の市民による市民のための広島市政の確立を目指したいと考えていました。民主主義が市民中心の制度であること、つまり民主主義の現場とは市民の存在そのものであることを考えると、リンカーンの言葉は現場主義の勧めだと解釈することもできます。

この12年間、現場を中心に市政を活性化する姿勢を貫き通してきました。そして、広島を発展させるための諸施策の推進に全力で取り組んでまいりました。その取り組みの一端について申し上げたいと思います。

世界は今、核兵器廃絶の夢が近未来に実現するであろう、新たな希望の時代を迎えています。広島市は、国内外の4,500を超える都市が加盟する平和市長会議等と連携し、2020

年までの核兵器廃絶を目指す 2020 ビジョンの積極的な展開を図ってきました。平和市長会議の加盟都市は、市長就任時に 464 都市でしたが、現在では 4,515 都市と約 10 倍に増加し、5,000 都市になるのも時間の問題となっています。

こうした中、昨年 5 月の NPT 再検討会議では、核保有国を含むすべての加盟国が、核兵器廃絶に向け行動を開始することに合意する最終文書が採択されました。核兵器廃絶に向けた世界の動きは、確実に加速しています。

その最も顕著なあかしは、昨年の平和記念式典に、国連事務総長として初めて潘基文国連事務総長が参列してくださったことです。潘事務総長は、その日、2020 ビジョンが完璧なビジョンであり、被爆後 75 周年の 2020 年には再びこの地に会し、被爆者とともに核兵器のない世界の実現を祝おう、とまで言ってくださいました。

その核兵器のない世界実現の年である 2020 年に、被爆都市広島で平和の祭典であるオリンピックを開催することには世界史的な意義があると考え、一昨年 10 月に、2020 年オリンピック招致開催の検討に取り組むことを表明しました。

昨年 9 月に取りまとめた 2020 年ヒロシマ・オリンピック基本計画案をもとに、各区で市民を対象とした説明会を開催するとともに、地元の競技団体や経済団体などに対し、順次、説明を行いました。今後も、基本計画案の内容を丁寧に説明する機会をより多く設けること等により、ヒロシマ・オリンピックについて理解と賛同を得る努力を続けたいと考えています。

私は、広島市民はもとより、全国民、全世界の人々のために、中でも若い人たちに夢を与えるオリンピックを広島でぜひ開催すべきだと考えています。そして、次期市長が意思決定さえすれば、いつでも立候補できるよう準備をすることこそ、私の使命であるとも考えております。

広島を元気にし、未来への流れをつくる都市基盤整備も重要な課題でした。厳しい財政状況の中、民間資金の活用も図りつつ、積極的な基盤整備に取り組みました。

まず、広島駅周辺地区、すなわち新都心成長点においては、一昨年 4 月、市民待望の、また広島の新しいシンボルとなるマツダスタジアムが完成しました。現在、その周辺地区では、新たな集客施設等の整備の具体化に取り組んでいます。また、昨年 8 月には、若草町地区のすべての再開発ビルが完成しました。さらに、二葉の里地区では、昨年 12 月に土地区画整理事業の起工式を行い、整備に着手しました。加えて、広島駅南口 B ブロック、C ブロックの再開発を進めるとともに、広島駅自由通路やペDESTリアンデッキの整備の具体化を図っています。

また、拡大都心核では、平成 25 年、2013 年春の全国菓子大博覧会の会場となる旧広島市民球場跡地の整備に取り組んでいます。さらに、懸案であった段原西部開発事業の小宅地清算金問題の解決も図ることができました。

これら各種の取り組みにより、広島の新しい都市の形をつくるための基盤整備が図られつつあると考えています。

加えて、将来の世代に対して果たした責任の一つは、このような都市基盤整備の主翼を担う存在である、いわゆる三セクの3企業を長期的視点から再建したことです。また、湯来町との合併も、都市の力を大きくする上で大変役立ちました。

今日、世界が直面する喫緊の課題の一つに、地球温暖化対策の推進があります。本市では、平成20年、2008年2月、2050年までに市内温室効果ガス排出量の70%削減を目指す目標として、カーボンマイナス70を掲げました。この目標を達成するため、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例を制定するとともに、住宅環境性能向上促進補助制度の創設や、本市施設への太陽光発電システムの設置を初め、市民参加のCO₂排出量取引制度の実施や、水素自動車、電気自動車の導入、建築資材のリユースシステムの構築に向けた取り組みなどを進めてきました。

広島市には、他都市に先駆けて、ごみの5種類分別を始めた歴史があります。また、市民1人当たりのごみ排出量が、政令指定都市の中で最も少ないという実績もあります。こうした事実を踏まえると、市内温室効果ガス排出量の70%削減は、必ず達成できると確信しています。

都市の活力増進を図るためには、市場経済の活性化と活気ある都市環境の創出が大変重要です。このため、中小企業融資制度の拡充や女性・シニア創業支援事業の推進を図るとともに、ICTを活用して起業や事業拡大を支援する広島アキハバラ塾を開設しました。また、企業立地促進補助制度を創設し、その拡充を図るなど、企業誘致の積極的な推進に取り組みました。

自動車産業の活性化については、トップセールスの成果として、地元自動車部品メーカー21社がGM社の世界最適調達リストに登録され、地元企業に200億円以上の受注が実現するとともに、広島の技術集積を生かした自動車デザイン会社HIVECの設立へとつなげることができました。

農業の振興については、市民体験農園や市民菜園、市民農園の開設に取り組むとともに、認定農業者や女性・若手農業者の育成・支援、定年退職者の就農・帰農促進など、農業の多様な担い手を育成するための取り組みや地産地消の推進を図りました。平和大通りのひろしま朝市の産地直売は、今や開店前に行列ができるほどの盛況です。これは、私たち人間の生命のもとである食という視点からも重要ですが、同時に、避けることのできない将来のエネルギー危機に対処する効果的な方策でもあります。

観光施策の推進にも力を入れました。ビジターズ・インダストリー戦略を作成し、その目玉の一つとして、「水の都ひろしま」づくりの推進を掲げました。

こうした努力の結果、広島市の観光客数は、5年連続で年間1000万人を超え、外国人観光客数も3年連続で30万人を突破しました。また、修学旅行生も減少から増加に傾向が変わり、同じく30万人以上の方が訪れています。

そのさらなる増加と地域の活力向上を図るためには、広域交通機能の充実が必要です。このため、昨年12月には、広島西飛行場市場営化の方針を決定しました。今議会には、広島

シティ空港条例の議案や、その関連予算案を提案しています。これらの議案について、ぜひ御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

一方、市民に身近な都市内交通機能の充実も重要です。そのため、アストラムラインとJRの結節点への白島新駅の整備やJR可部線の輸送改善、路面電車のLRT化や自転車利用の促進、高齢者が利用しやすい移動交通手段の開発に向けた取り組みの推進などを図っています。

広島は、また学都として名をはせた都市です。その学都としての歴史を踏まえ、教育の振興を図るため、他都市に先駆けて、小中学校9年間を見通し、広島市が独自に開発した教育課程である「ひろしま型カリキュラム」を全面実施し、言語・数理運用科と英語科を導入するとともに、少人数教育の推進に取り組みました。

また、青少年支援メンター制度の導入や食育の推進、いじめ・不登校対策や暴走族対策、青少年と電子メディアとの健全な関係づくりなど、未来を担う活力ある青少年の育成と子供の安全対策の充実に取り組みました。

さらに、長年の懸案であった広島特別支援学校の建てかえに着手しました。

また、国に先駆け、市役所におけるクールビズや禁煙に積極的に取り組みました。

保健・医療・福祉施策の充実については、介護保険制度の円滑な運用を図るとともに、舟入病院における小児医療体制の充実や民間保育園の整備の促進、児童虐待防止対策の推進など、子育て支援施策の充実を図りました。

さらに、重度身体障害者のホームヘルプサービス利用上限を撤廃し、広島市が全国に先駆けて実現した視覚障害者等のガイドヘルパー制度を拡充しました。

また、広島市民病院の増改築を初め、安芸市民病院や総合リハビリテーションセンター、千田町夜間急病センターや視覚障害者情報センター、区の地域福祉センター等合築施設の開設、さらには可部夜間急病センターの開設に向けた取り組みなど、ハード面の整備にも積極的に取り組みました。

あらゆる分野での男女共同参画の促進は、重要な課題です。

その取り組みの一つとして、平成23年度、2011年度の完成を目指し、男女共同参画拠点施設の整備を進めています。また、本市初の女性副市長を登用しました。さらに、市役所における男女共同参画の取組計画を策定し、家事の分担等に積極的に取り組む男性職員の増加を図りました。

厳しい財政状況のもと、こうした取り組みを着実に実施するため、徹底した経費の節減、入札制度の見直しなど、市長就任時に引き継いだ危機的な財政を克服するため、平成15年度、2003年度から抜本的な改革に取り組みました。

広島は美しい都市です。財政危機を克服するという視点だけではなく、この美しい都市を未来に確実に引き継いでいくため、公共事業の見直しにも取り組みました。これは、今や全国的に認知された事業仕分けをいち早く実施したということでもあります。

国との関係でも、直轄事業費の負担を本市の方針に従って決定してもらう等、全国に先

駆けての試みも行いました。

また、広島市内には約2,900もの橋がありますが、これらの橋の主なものを美しくするための取り組みを初め、橋のデザインに当たっては、国際コンペも我が国で初めて実施しました。

さらに、オフィスアワーやタウンミーティングの開催、市民の声の3日以内の返信を初め、審議会等への公募委員の選任、計画等の策定段階での市民意見の募集等を通じ、市民の意思が反映される市政の運営を図ってきました。

市民の考え方に従って市政が動くためには、市民が市政についての情報をしっかりと把握することが必要条件です。そのために、全国で最も情報公開度を高くしましたし、中でも市長交際費の全面公開は、他都市に先駆けて実現しました。

以上、3期12年間の取り組みの一端を申し上げます。これらの取り組みにより、市長就任時に描いた夢の具体化が図られたものと考えています。

次に、今後の目指す山頂への道しるべについての御質問もいただきました。

広島市は、原爆による廃墟の中から目覚ましい復興を遂げただけでなく、今では世界から美しくすばらしい都市として評価されるまでになりました。これは、市民の皆様の並ならぬ熱意とたゆまぬ努力のたまものです。こうした力が広島市民にはあり、市民が自信と誇りを持ち、それを生かすことで、さらにすばらしい町ができると考えています。

ミレニアム事業として募った広島の歌のグランプリを受賞した「アオギリのうた」の歌詞を引用すれば、このことは、「広島願いはただ一つ、世界じゅうのみんなの明るい笑顔」と表現できます。

その具体化として、広島市では、一昨年10月、議会の議決を経て新しい広島市基本構想及び第5次広島市基本計画を策定しました。この基本構想、基本計画こそが、未来の広島のための道しるべになるはずです。

今後、次期市長と議会が一体となって、パートナーシップの構築とパラダイムの転換を軸に、世界のモデル都市を目指した取り組みを推進していただきたいと考えています。

最後になりますが、この12年間、市民の皆様幸せになってほしいという思いで、市民の皆様のために一生懸命働くことができた時間は、私にとって宝物としか形容の仕方がありません。

今後については、これまでの3期12年間、市民の皆様から託されたたすきを、新たなエネルギーと創造力の持ち主に受け継いでもらいたいと考えています。

その他の御質問につきましては、担当局長から御答弁申し上げます。(拍手)

○藤田博之 議長 企画総務局長。

◎湯浅敏郎 企画総務局長 就労支援について、まず本市職員における障害者の雇用率に関する御質問にお答えいたします。

広島労働局に通報義務のある各部局の平成22年、2010年6月1日現在の障害者雇用率は、市長事務部局が3.26%、水道局が2.85%、病院事業局が3.19%、教育委員会が1.39%

となっております。市全体では2.71%であり、法定雇用率の2.1%を上回っております。

次に、障害の種類別の障害者の割合に関する御質問でございます。

障害者の雇用率の算定に当たっては、重度障害者は1人をもって障害者2人に相当するものとされておりますので、その算定方法による人数でお答えさせていただきます。

本市職員の平成22年、2010年6月1日現在の障害者数は265人であり、その内訳は、身体障害者が253人、精神障害者が12人でございます。また、身体障害者の障害の種類別の割合は、肢体不自由の人が62.1%、内部障害の人が28.1%、視覚障害の人が5.1%、聴覚・言語障害の人が4.7%となっております。

なお、広島市域における平成22年、2010年5月末現在の18歳以上の身体障害者のうち、内部障害の人の割合は28.1%であり、本市で雇用されている身体障害者の内部障害の人の割合と同率となっております。

以上でございます。

○藤田博之 議長 市民局長。

◎佐伯克彦 市民局長 就労支援に関する数点の御質問に順次お答えいたします。

議員御質問の15歳から35歳までの職を探している人への就労支援ですが、本市では国の交付金を活用し、若者の就業体験事業を実施しております。

この事業は、人材派遣会社に委託をして実施しているもので、人材派遣会社が若者を雇用し、派遣先企業での就業体験を通じて、人材育成を図りながら正規雇用につなげることを目的としております。

まず、1年以上継続して勤めた人の割合ですが、この事業は平成22年、2010年11月から開始をし、現在も就業体験期間中でございますため、これまでに就業体験先に就職をした実績はございません。

次に、企業の経営状態についてでございますが、就業体験先企業の経営状態につきましては、当該事業の受託者であります人材派遣会社が、就業体験先企業の資本金、売上高などの実績、主要取引先などを調査をして、経営状況が安定していることを確認した上で選定をいたしております。

次は、企業の法令遵守の関係でございます。

就業体験先企業における法令遵守ですが、受託者である人材派遣会社が、就業体験先企業を随時訪問して、就業体験をしている若者と面談し、就業状況等について聞き取りを行うことにより、各就業体験先企業が労働関係法令を遵守していることを確認いたしております。

また、本市におきましても、担当の課長が就業体験先企業を訪問し、就業体験をしている若者の就業状況等について、企業での責任者から聞き取りをするとともに、タイムカードの写しを毎月提出するよう求め、就業体験をしている若者の勤務状況の確認を行うなど、就業体験先企業の法令遵守の状況について把握するよう努めております。

次は、契約や就業規則についてでございます。

雇用契約や就業規則の確認についてですが、就業体験をしている若者は、受託者である人材派遣会社に雇用されているため、雇用契約書等の写しを人材派遣会社から提出をさせて、適正な労働条件であることを確認いたしております。また、今後、就業体験が終了した後、就業体験先企業に正規雇用される場合には、雇用契約書等により、適正な労働条件であるかどうかを確認したいと考えております。

最後に、就労後の支援についてでございます。

就労後の支援についてですけれども、就業体験を終了した若者が、就業体験先企業に正規雇用される場合には、就労後の労働上のトラブルを初め、雇用に関する国・県の相談機関等を親切・丁寧に紹介したいと考えております。

以上でございます。

○藤田博之 議長 健康福祉局長。

◎志賀賢治 健康福祉局長 認知症高齢者グループホームについての御質問、それから障害者、それから生活保護受給者への就労支援についての数点の御質問に順次お答え申し上げます。

認知症高齢者グループホーム、以下、グループホームと省略させていただきます。このグループホームでございますが、認知症の高齢者に対しまして、共同生活を営む住居において、入浴、食事等の日常生活の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものでございます。

利用者の預金通帳や印鑑、金銭の管理については、法令上の定めや特段の法令上の定めはなく、通常、利用者または家族が行います。ただし、やむを得ない事情があり、利用者または家族から申し出があったときは、グループホームにおいて預金通帳等の預かりや金銭管理を行う場合があります。その際は、契約書等により、利用者及び家族の同意を得るとともに、出納簿を作成するなど、金銭の出納状況を明確にしておくこととなります。

続きまして、本人あるいは家族に無断で口座を開設したんではないかという御質問についてでございます。

当該グループホームでは、生活保護費で月々の生活費を賄うことなどから、生活保護受給者の預金通帳等を一律に預かって管理しておりました。

議員御指摘の利用者については、預金通帳等を預かるに当たっては、家族に預かり証を渡し、毎月、入金と支出の状況がわかるよう、預金通帳の写しと領収書を渡していたというところでございます。また、銀行口座につきましては、グループホームからの聞き取りによりますと、家族に説明した上で開設したとのことでございます。しかしながら、金銭管理や銀行口座の開設についての利用者及び家族への説明が不十分であり、また金銭管理契約書も作成していませんでした。

次に、生活保護費が振り込まれる通帳を管理しているグループホームの箇所数、それからその保護費を不正使用した場合の確認方法でございます。

生活保護受給者が入居している市内のグループホームは、平成23年、2011年2月15日

時点で 51 カ所あります。そのうち、23 カ所が預金通帳等を預かっています。また、グループホームに入居している生活保護受給者の生活状況等を把握するために、ケースワーカーは、少なくとも年に 2 回訪問することになっています。グループホームが生活保護費を管理している場合には、ケースワーカーが訪問したときに、預金通帳や出納簿などにより、適正に支出されているか確認しています。

次に、生活保護費の取り扱いについて、ケースワーカーとグループホームが家族あるいは本人に無断で取り決めていたと、こういうことが可能なのかと、こういうお尋ねでございます。

当該グループホームでの生活保護費の取り扱いについて、グループホームとケースワーカーからの聞き取りによりますと、本人や家族に無断で取り決めていたということはありませんでした。しかしながら、金銭管理や銀行口座の開設についての利用者及び家族への説明が不十分であり、また金銭管理契約書も作成していませんでした。

こうしたことから、グループホーム利用者への金銭管理の取り扱いについて、ケースワーカーに周知徹底を図り、必要に応じてグループホームを指導してまいります。

続きまして、白内障手術を受けた際の問題でございます。

通院をグループホームの独断でやめたのではないかと、あるいは法令に触れるのではないかと、こういった御質問でございますが、国が定めた運営基準、あるいはグループホームの契約書には、グループホームは個々の利用者の心身の状況や希望等を踏まえ、援助の目標や具体的なサービス内容等を決定した上でサービスを提供するよう規定されています。

しかしながら、御指摘の事例では、当該グループホームは、利用者の心身の状況について医療機関から十分な情報を得ていなかった、こういう実態がございました。このため、利用者の心身の状況等を踏まえて適切な介護サービスを提供しなければならないという、グループホームとしての責任を果たせていなかったと考えております。

続きまして、入所者がこういった目に遭わないような諸制度とならないかというお尋ねでございます。

グループホームは、個々の利用者の心身の状況等を踏まえてサービスを提供するよう運営基準に定められており、サービスの質の向上を図る観点から、より一層、医療機関等との連携を強化することが必要であると認識しています。また、利用者が安心して生活できるよう、グループホームは金銭管理も適切に行う必要がございます。

今回の事例につきましては、これまで家族及び当該グループホームから聞き取りを行い、グループホームに医療機関及び家族との連携や金銭管理において不適切な対応があったことを確認しましたので、既に改善について指導しております。

今後、指導した事項について改善状況を確認するため、グループホームを訪問し、実地指導を行う予定でございます。さらに、すべてのグループホームを対象とした集団指導研修を本年 4 月に開催し、今回の事例も踏まえて、医療機関及び家族との連携の重要性や利用者から預かった金銭の適切な管理等について周知徹底を図ります。

続きまして、就労支援についてのお尋ねにお答え申し上げます。

まず初めに、障害者の就労支援についてでございます。

本市は、平成 21 年、2009 年 10 月から、障害者の一般企業への就労を促進するため、就業面と生活面における支援を一体的、継続的に行うジョブ・ライフサポーターを設置し、障害者の職場への定着等を支援する就労支援事業を実施しております。

この事業を開始してから日が浅いため、支援を受けて就職し、1年以上継続して勤めている人はいませんが、就職した人は 11 人、本雇用につなげるための試行的な雇用——トライアル雇用と呼んでおりますが、トライアル雇用中の人は 5 人で、現在のところ離職者はおりません。

ジョブ・ライフサポーターは、ハローワークに求人登録している企業を訪問し、障害者雇用の啓発や実習の受け入れ等を要請します。それぞれの企業の経営状態までは確認していませんが、ハローワークと連携し、職場実習、トライアル雇用、本雇用など、各段階において適切な支援を行う中で、就業規則や雇用契約等を確認するとともに、法令遵守の状況についても把握するよう努めております。

さらに、就職後においても、ジョブ・ライフサポーターが企業を訪問し、障害者の職場への定着等を支援するとともに、企業に対する助言を行うなど、障害者が円滑に就労するために必要な支援を継続的に実施しています。

今後とも、ジョブ・ライフサポーターの活動の充実を図るなど、障害者の就労支援を推進いたします。

次に、生活保護受給者の就労支援についてでございます。

本市では、ケースワーカーが行う就労指導に加え、平成 16 年度、2004 年度から就労支援相談員を雇用し、ハローワークに求人登録をしている企業の中から、支援対象者の能力等に応じた求人先の紹介などを行う就労支援事業を実施しております。

この事業により就職した人は、平成 21 年度、2009 年度は 70 人、平成 22 年度、2010 年度は、1 月末現在ですが 117 人となっております。就職し、自立生活が送れるようになった場合は、生活保護そのものが廃止となり、その後の生活状況をケースワーカーが把握することはできません。

また、求人先についてですが、経営状態は確認していませんが、労働基準法等の法令遵守状況はハローワークにおいて把握されていると考えています。就業規則や雇用契約については、就労支援相談員が求人先を紹介する際に確認するとともに、就職時にはケースワーカーが再確認しております。

就職後においても、ケースワーカーが定期的に本人と面談し、就労状況を確認しており、また労働条件の相違などの問題が発生した場合には、労働基準監督署に同行するなど、その解決に向けた支援を行う、こういった場合もございます。

平成 23 年度、2011 年度から始める職業紹介事業者への委託による就労支援事業についてでございますが、まず求人先の開拓に当たっては、労働基準法等の法令を遵守している

港線，広島高速3号線及びその高架下道路の計6路線となっています。

次に，環境影響評価に関してです。

御承知のように，出島廃棄物処分事業に係る本市環境影響評価条例に基づく環境影響評価は，既に実施されており，このたび県が実施したのは，事業計画の見直しに伴う環境への影響に関する調査，予測，評価です。

県は，パシフィックコンサルタンツ株式会社という専門の業者に委託して，環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づきまして，騒音，振動，大気質について，現況の調査，影響の予測・評価を行いました。また，その際，県は地元と一体となった計画づくりという観点から，広島県出島処分場事業連絡調整協議会において，事前に調査の実施計画の説明を行い，地元の意見を聞いて実施しました。さらに，その評価方法については，本市と協議するとともに，大気，騒音，振動の各分野の専門家から意見聴取を行っております。

なお，この環境に関する影響の評価結果は，車両や機械からの騒音など，環境への負荷は増加していますが，その影響は小さく，法令の基準を下回るものとなっており，同協議会で報告されております。

続きまして，近隣住民への説明会に関してです。

県は，見直し計画案について，本年3月3日から18日までの間に，宇品公民館など全5会場において，宇品・出島地区の全体の住民を対象に1回，また宇品・出島地区の各地域の住民を対象に4回，地元説明会を開催する予定としています。説明内容は，見直しの経緯，廃棄物の搬入方法，埋立方法，見直しに伴う環境影響などと聞いています。

次に，処分場への搬入の形式はどうか，また受け入れ施設内でトラックからおろすときの廃棄物の飛散防止に関してです。

県の見直し計画案では，廃棄物の処分場への搬入については，廃棄物を建屋型の受け入れ施設で受け入れ，その後，埋立場所で直接水中投入するまで密閉状態を保ち，外部への飛散を防止する計画とされています。

具体的に申しますと，まず廃棄物は，集じん設備を設置した建屋型の受け入れ施設へすべて搬入されます。廃棄物の荷おろしは，基本的に入出力シャッターをすべて閉めた状態で，粉じんが飛散しないよう，廃棄物に水を噴霧しながら行います。そして次に，受け入れ施設内において，すべての廃棄物について目視検査及び展開検査を行い，埋立不適物が混在していないことを確認した後に，廃棄物を密閉型コンテナに積みかえます。その後，廃棄物を入れた密閉型コンテナをトラックで処分場内の専用台船——専用の船ですけども，処分場内の専用台船まで運搬します。そして最後に，この専用台船を所定の埋立場所へ移動させ，粉じん飛散防止をするためのカバーを施した投入口から，コンテナ内の廃棄物を直接水中へ投入することになっています。

なお，受け入れ施設の構造などについては，県の見直し計画案の地元合意が成立されれば，来年度，設計に着手し，当然，市も協議を受けますし，協議会の場で住民と協議しな

がら詳細を決定することになります。

続きまして、処分場の専用台船の強風時などの運航や、またコンテナを載せた専用台船の構造上の安全性に関してです。

県の見直し計画案では、コンテナに積みかえた廃棄物は、水中投入時に処分場外に飛散しないよう、専用台船から15カ所の飛散防止用カバーで覆われた投入口を利用して、水中に直接投入する方法になっています。強風などで専用台船が安定せず、飛散防止機能が確保できない場合には、投入作業は行わない計画となっています。

専用台船の構造などにつきましても、県の見直し計画の地元合意が成立されれば、来年度、設計に着手し、当然、市も協議を受けますし、専門家の意見や実証実験を踏まえた上で、協議会の場で住民と協議をしながら詳細を決定することになります。こうした作業の過程で、投入時にコンテナを傾けることに伴う専用台船のバランス確保という課題についても、県において慎重に検討されることになると考えています。

次に、処分場における目視検査や展開検査の実施など、市は県に対してどのように守らせるのかについてです。

出島廃棄物処分場では、廃棄物処理法に定める基準に適合する燃え殻、瓦れき等、6種類の産業廃棄物と家庭ごみを焼却した灰などの一般廃棄物を埋立処分します。

県の見直し計画案では、適正な埋め立てになるよう、処分依頼があった廃棄物について、まず事前にその廃棄物の種類、量、有害物質の有無等を発生工程表、運搬計画表、化学分析表により書類審査することに加えまして、排出場所に赴いて廃棄物の状況を現場確認します。処分場には、この検査に合格したものが搬入されます。

また、搬入された廃棄物は、すべて受け入れ施設内で目視検査と展開検査を実施いたします。その際、埋立不適物が混入してる場合は、搬入業者にすべてを持ち帰らせることになっています。

本市としては、適宜、処分場への立ち入りを実施し、埋立状況や関係資料の検査を行い、計画に基づいた施設運営がなされ、適正に埋立処分されるよう、県に対し監視、指導を行っていきます。

最後に、廃棄物の抜き取り検査に関してです。

県の見直し計画案では、廃棄物処理法で定める基準に適合するかどうか、化学的分析を伴う抜き取り検査を行うことにしており、検査回数は五日市処分場が年60回であったものを、出島処分場では年120回程度にふやす計画となっています。

検査対象の廃棄物は、検査結果が判明するまで処分場に埋め立てることなく、すべて受け入れ施設内で一時保管いたします。検査の結果、基準に不適合となったものは、直ちに搬入した業者に持ち帰らせ、また不適合となった搬出元からの搬入は中止します。

なお、不適合となった廃棄物の搬出元から引き続き搬入を希望する場合には、その事業者から、今後、継続的に基準に適合させるための改善計画及び有資格者による分析証明書の提出を求め、その改善計画等が適正と判断されたものに限って、受け入れを再開すること

になります。

今後、県では、地元説明会や協議会の意見を踏まえた上で、計画を決定されることとなります。本市としては、計画の見直しに当たっては、周辺生活環境の保全に万全を期すことが非常に重要であると認識していることから、地域住民への十分な説明と協議を行い、理解を得ながら進めていくべきと考えており、昨年10月27日と本年1月26日の県知事・市長会談において、こうした考え方に沿った取り組みを市長から県知事に要請いたしました。

今後とも、県に対しまして、地域住民の理解を得ながら事業を進めるよう求めるなど、必要な指導を行い、また環境保全上の措置が必要な場合には適切に対処してまいります。

以上でございます。

○藤田博之 議長 教育長。

◎濱本康男 教育長 広島大学病院の院内学級について、数点の御質問がございました。順次お答えをいたします。

最初に、各教室の面積と在籍してる者の数のこれまでの最大と最小ということです。

本市の院内学級の各教室の面積については、広島大学病院は、小学校49平米、中学校50平米、広島市民病院は、小学校77.5平米、中学校41.7平米、安佐市民病院は、小学校16.6平米、県立広島病院は、小学校、中学校とも40平米、広島赤十字・原爆病院は、小学校42.9平米、中学校が21.45平米となっております。

院内学級に在籍する児童生徒数は、いずれの学級も年間を通じて、児童生徒の入退院に伴い在籍数が変動するという実態がございます。

毎月1日現在の在籍数の報告によりますと、過去3年間における各学級の最大数、最小数は、広島大学病院では、小学校18名と3名、中学校10名と1名、広島市民病院では、小学校3名とゼロ、中学校が2名とゼロ、安佐市民病院では、小学校が3名とゼロ、県立広島病院では、小学校7名と1名、中学校が5名とゼロ、広島赤十字・原爆病院では、小学校5名と1名、中学校4名とゼロとなっております。

次に、広島大学病院の院内学級の児童生徒が、今後ふえた場合の対応ということです。

広島大学病院の院内学級においては、在籍する児童生徒が院内学級の教室に通って学習をする場合と治療との関係で、教室に通うことが困難なため、教師が病室に出向いてベッドサイドで学習をする場合がございます。教室に通って学習をしている児童生徒のこれまでの最大人数、これは小学校で12名、中学校で6名ですが、これを踏まえすと、現在の教室規模で対応が可能であると考えております。

仮に、今後、院内学級の教室で学習する児童生徒が増加をした場合には、小児科病棟の学習支援室、カンファレンスルーム、あるいは図書館を使用して授業を行うことで、広島大学病院と協議をしております。

次は、児童生徒が増加をして、分かれて授業を行う場合の教員の配置がちゃんとできるのかということですが、広島大学病院の院内学級への教員の配置は、2月1日現在、小学

校には児童 10 名が在籍しておりまして、これに対して常勤教員と非常勤職員 1 名ずつ配置をしております。また、中学校には生徒 3 名が在籍し、これに対して常勤教員 1 名と各教科を担当する非常勤講師 5 名程度を配置しております。

今後、児童生徒が増加をして、分かれて授業を行う場合には、児童生徒一人一人の症状や治療の進捗状況、これまでの学習進度などに応じたきめ細かな指導を行うため、教員の増員配置など適切に対応してまいります。

次に、早く元の広い教室に戻すことなどについて、病院とちゃんと協議をするべきだという御指摘でございます。

院内学級については、広島大学病院と教育委員会との間の協定書に基づいて、病院からは院内学級における教育を実施するために必要な施設及び設備を提供していただいております。

現在の教室は、これまでの教室よりも若干狭くなるものの、これまで教室で学習した児童生徒数の最大値からも対応可能な面積であること、外来者との接触が比較的少なく、エレベーターからの移動距離が短いこと、また理科などで植物を育て、観察するためのバルコニー等の空間環境を勘案して、小児科病棟医長からの意見を反映し、一昨年 10 月の時点で、現状の中では今回の場所を最適としたものでございます。

教育委員会としては、院内学級の子供たちの学びたい、また保護者の学ばせたいという気持ちをしっかり受けとめながら、子供たちの病状や治療の状況を十分配慮し、良好な教育環境を整えることは重要であると考えております。

こうした認識のもと、平成 23 年 1 月、広島大学病院の院内学級を訪問いたしまして、児童生徒の学習環境を視察いたしました。その際、病院側に、将来の施設整備計画などの諸条件を踏まえ、院内学級のよりよいあり方について、引き続き双方で検討していきたい旨の申し入れを行いました。

病院側からは、入院している子供たちを大切にしたいという思いは、教育委員会と同様であって、よりよい院内学級のあり方について、教育委員会とともに検討していきたい、こういう回答をいただいております。

今後とも、議員御指摘の点を含め、私みずからが病院の責任者と協議を行いまして、院内学級の児童生徒が良好な教育環境のもとで学習できるよう、最大限の努力をしてまいります。

次は、高校卒業者に対する就労支援、教育委員会関係分をお答えいたします。

初めに、就労した卒業生の現在の継続率ということですが、市立高校を卒業して就労した者の過去 3 年間の継続率は、平成 18 年度が 96.7%、平成 19 年度が 96.8%、平成 20 年度が 95%となっております。

次に、労働条件や労働者の権利の指導ができてくるかということですが、各高等学校では、公民科の現代社会や政治経済などにおきまして、日本国憲法が定めている勤労の権利や労働三権など、労働者の基本的権利について学習を行っております。

特に、高校卒業後に就職する生徒の割合が高い専門高校では、特別活動の時間などにおいて、学校が独自に作成する進路の手引等を活用いたしまして、労働基準法の規定や社会保険制度を初め、労働契約に関する内容等について学習を行っております。

最後は、就労後の支援についてですが、各学校の進路指導担当教諭等が、卒業生の就職先企業を訪問いたしまして、卒業生と面談をするとともに、企業の人事担当者から卒業生の勤務状況等について情報収集を行っております。当該企業に休暇や残業などの勤務条件等に問題がある場合には、学校長はハローワークと連携をして、事業主に対して改善を働きかけております。

教育委員会といたしましても、就労後の支援を行うことは大切であると考えておりました。引き続き関係機関との連携を深めるとともに、本年2月に配置した就職コーディネーターを活用するなど、各学校における取り組みがより一層充実するよう支援に努めてまいります。

以上でございます。

○藤田博之 議長 松坂議員。

◆22番（松坂知恒議員） 1点、指摘させていただきたいんですが、グループホームのお話の中の答弁で、通帳をつくりかえたと、そのことを局長さんは答弁で、グループホームとケースワーカーから聞き取ったが、それは家族の人の同意を得てやったんだという御答弁だったんですが、家族の方はそんなことは聞いてないということ、あなたの部下の担当課長さんの前で話をされ、私もその場におりましたので、公平な立場で答弁されるのであれば、両者の言い分を答弁の中に盛り込まれて、これはこれからも調査をしていくとか、関係者の聞き取りを進めるとか、そういう御答弁をされるのが本来あるべき答弁ではないかと思うんですけども、なぜいっぽかたの——ホームとあなたのとこの職員さんですが、そちらの言い分だけを答弁で私に答えておいて、御家族のお話は切り捨てられたのか。おかしいですね、どうされますか。

○藤田博之 議長 健康福祉局長。

◎志賀賢治 健康福祉局長 御質問に御答弁させていただきます。

私、グループホームを担当しておる高齢福祉の担当者から、ケースワーカーあるいはグループホームからの聞き取り状況について聞いた上で御答弁を申し上げた次第でございます。

その中で、御家族の御主張も聞いてはおりますが、片方でグループホームからは、御家族に山口銀行の通帳の預かり書をお渡ししてると。実際に、その預かり書も御家族がお持ちであったというふうな報告を聞いておりましたので、先ほどのような御答弁をさせていただいております。

これはどちらが正しいか、ちょっと直接、私が確認すべきかどうか、ちょっとそこは判断しかねておりますが、私が職員から受けた報告は以上でございます。

以上でございます。

○藤田博之 議長

松坂議員。

◆22番（松坂知恒議員） 質問ではないのですが、今の事実認識はおかしいので、修正という——山口銀行の預かり書を持っていたと。それは、預かり書を見せないと、返してもらうときに預かり書と交換で、山口銀行の預金通帳が返ってくるわけですから、返してもらうときにホームの指示でそれを書いたんだという御家族の言い分です。だから、無断でつくってたんだけど、それでびっくりしたんだけど、返してもらうときに、こういうふうに書いてもらわないとうちは返しませんよとホームが言ったので、仕方なく山口銀行の預金通帳というふうに書いたという。それは局長は知らないんでしょうけれども、よく調べて、この問題はきょうだけでは終わりませんから、私もこれからもまだ調べますので、あなたも調べてください。

終わります。